西 ドイツ憲法 の規範 統 制

目 次

はしがき

規範統制の二種類

(四抽象的規範統制の申立権者の地位 抽象的規範統制の審査基準と申立権者 ()審査基準等の範囲

規範統制の基準 州の法規命令に対する規範統制

三

具体的規範統制の沿革

六 五 四

規範統制による無効宣言

本 稿 は は 私 しが の著書 놜 一西ド 1 ッ の憲法裁判」

続篇であるが、

同書を読まない人もわが国の憲法学に

(信山社出

版

は、

西

田

上

穣

治

ついて常識があれば容易に理解してもらえると思う。

現代

っ

ゎ

が国の憲法学は、

民主制議会主義をとること

基本である国民の総意に基づく政治の規範であるか で西ドイツと共通しており、 西ドイツ憲法も民主主義の

主権者国民についてその基本的な権利を認め、

国の政治

よる三権分立を認めることで大差はない。 組織である国会、 1 から君主制を採用しているが、 7 ī ル憲法以来君主のない共和制をとり、 政府、 および人権を保障する裁判所に 西独では一九一 ただわが この 九 玉

戦前

ヮ

による行政を行い、 髙機関であることは似ているが、その下に置 独 の 宰相制 に対 また裁判所については してわが国 は明 まず国会が 治以 わが 来 の か 国 内 れ が 閣 る 政 司 の最 府

とである程度の差異が認められる。

国

権

527

司 権

法 独

権

の

Ŀ 制

15 度

頂点として認めたから、

あ ッ

た は

か

も憲法裁

判

<

お

77.

の

で

あ

る

の

に

対

Ļ

西ド

1

憲

法

裁

判

所

は、 所 れ 邦憲法裁判所 が 玉. ことに 権 に あ として立法 あ た立法を審 ような影響を受けるか の が 要点は、 る 権 ó 最 憲法裁判 は か 力分立と大差は 高 絶 憲法上厳 裁 ح 対 判 れに 查 立法または 所 の 所 の (以下連憲裁と略称する) 自 地 が と異 ょ 亩 ゎ しい 位をもつようにみえる へなり、 ح が っ を れ 確 て 国 制 な 国会、 約が 行 保 を合憲に改めるためとる方法と、 につい の最高裁判 い。 立法、 政が į あるから、 このような立場から本 裁判 憲法に違反するとき、 て問題とすることにした。 政府と裁判 行 所 政 所とどの が この これ が、 司 が違憲と非 所 法 国会が すべ 程度に差異 点でも を支配 0 関 て 係 難 が 稿 ゎ j 立 の 連 بح 法 Ĺ が る z で

憲法 として最高裁判 合 ゎ 憲性 て が 適合する 国 ゎ 一でも |を審査するに が 国に 憲法八一 も学 所の カコ 否 説 権 か は の 限 を 条の規定で、 対 審 を認めてい 具体的 立 査 が L あ 最終 事 る。 る。 法律, 件に適用する場合 最 の 高裁 判 ただこの 断を下す 命令その 判 所 権 が 法 限 B 他 律 12 が の

方法

を憲法裁判

所の規範

統制という。

が

国

の最高裁判所との差異を主として究明した。

この

制

は 的

司法権 体的 先決問 うに具 憲性を審 (Inzidentpi üfung) るとして ぅ。 Ď 憲法 行使にあたって具体的 な審 の い として明瞭に憲法裁判所の性質をも 合憲性 法令自体が て 事 子件に これ けれ はこ 裁 の 題 体的事件 査 判所 性質上、 い は 査 لح で審査 . る。 司 ども を具 して する場合 の 適用するべ 法 でなく、 ほ 憲法に これ 権 体的 法令を カ<u>`</u> ゎ の適用 !の範囲 後の場合の審査を行うに止 |することが が を行う場合もある。 に限 規範 法 に 国で最高 具体的 違 令 審 よって き法令審査となる 15 事件 られ あたり偶発 統 が 査 か 反するか否かを審 する 制 適 Ġ 西ド 裁判 用され 除 る の できる 15 事件に関 裁判に 対 ので かゝ か 所は れ して イ の 問 る個 あ ッでは るとし、 的 か つか、 はする審 適用 Ď 題 抽 15 以上が 般 象 が が あ 々 そ する 抽 に 的 査する場 の る あ 。 の 西ド 法令 事 た 象的 査に限 まり、 ゎ 最高裁 b い 規 違 日 法 範 件 は が が 憲 規 通 令 そ 独 司 統 ィ 国 で っ 祫 は 審 3 判 制 ッ て の 範 法 れ の の 般 合 具 権 自 制 は 査 ょ 統 れ 所

の 体 いっ あ

規 範 制 の 種 類

度の

区

別

の

概観であ

ő,

ح

れを以下に説明し

た

と思

西ド イ 'n の 連 邦 巌 法 〇〇条 項 íţ 裁判 所

づ

かない

Ŕ

のとすることは、

基本権の保障のために例外

原審の裁判を法律に基

権 を の

の

側

から違憲とするのである。

よる憲法に反して違憲とされるとき、

その瑕疵

を裁判所 の総意に

確

信に

お

しっ

て違憲と認めるときにのみ、

民主制

原則

例外的

に已むを得ず破り、

立法権の支配を最高

の の

司

法

尊重することが 原則とし、

憲法の原則である。

法律が

国民

所

の

審査

が 治許さ

れ

る

からである。

民主政治は国民

主 に

権

を

て例 は

外的 民主政

裁判 治

国民の総意によって立法された場合はこれを

原則による立法府の制定した法律につい

Normenkontrolle)

とい それ

ゎ

れ

るの

の

当って

法律

の

効力が問題となる場合に、

規範統制

の

申立

訟

「のことである。

が抽象的規範統

制

(abs-

確信 範囲 を認 も かき ることに疑い て ある場合は合憲と認めることを得ず、 れる場合に っ によっ 憲法と一 で認めるほ めることが て違憲の て憲法違反とすることが必要であ 判断をする場合でないから、 致しないと認められるためには、 が ę, あ 必要の場合であるから、 かはない。 二〇パー 9 仮に八〇パーセ 適用される法律が連 セ ント の違憲とみられ ント 裁判 ے 疑 は合憲と解釈 の 例外は わし ŋ 所が確信 連 是憲裁に 合憲た 憲裁 る理 Ū 場 狭 O ቷ を 由

> 要が 範統制 たは これ に連 得ることについて法的確信(Uberzeugung) とにつき規範統制の審査を許すのである。 ŋ は ができないこととする。 州 とを連憲裁法七六条は、 べ で ることが き 致しない場合にこれを適用 、法を適用して裁判を行った場合には、 あって、 この規範統制においては、 国会による立法を合憲と認めなければ あ らの規 連邦も 邦憲法に一致しないことが か明確でない場合は、 9 の申立をする場合にも、 動 規範統制を申立てることができな その法律が合憲か違憲かいずれの カュ 定を連窓裁 しくは し難 い判断であるとして、 州の機関 が 申 有効と判 また反対に裁判所、 立権 連憲裁は合憲の判断をとる必 が連邦憲法その 問題となる法律を違憲とす しないと判断したとき 明確 者が 違憲の解釈の 断できる 実質的 でない連邦法または これを覆えすこ 規範統制 ならな L または 場合に 他 が 余地 行政機 判断をとる たが の 連 ある場 この 邦 形式的 って規 の が 申 般的 ř 法と つま 関 あ 合

り、

後

者

と考えられることが事実上明らかな場合であ

裁 の

法七六条

号の規定であっ

て

既に問

題

の法律

前

の

り場合は

連

規範統制

立ができるのであって、 査ということはできない。

これ

を単純

に

合憲性

の の

審 申

無効または不

適用とされることは既に事実上明らかな場

有効と 適 同

判断

した場合である。

いっ

い

かえれ

ば

その

法

律

が τ Ť

甮 七六

され

な

ことが現実であ

5

これをその

後になっ 違

立 機

条二号の場合であっ

て

問題

の法

律

がる

遼とし

抽象的

規範統制は、

既に立法または行政が公益上抽

象的 ても

容易に変更し難い場合に限る。

この

点点に

おい

合憲として扱われ

る段階

で、

連憲裁がこれ

を違憲とす

あ

る。

院 立 ح 違 的 議員の三分の しめなけれ ප් 要ある重 ることによって立法府の権威を覆えす (Verwerfung) 憲裁 、条の場合に限られ、 憲の は れ な n 連邦 相手方と同じく、 極 ない 連邦議会、 を救うも 淡法六三 判断をもっ めて異常な事 憲 場合である。 大な場合である 法 ば 条では、 四 ならない の 連 で Ŧi. 以上の 条 ぁ 邦参議院 て民主制 K る。 態で この 連邦 者 から、 よる委員会の 連邦大統領、 このように抽 ある ō な か が固 ほ ような機関 政 お 0 5 以府、 この)原則、 か から、 このような例 宥 んは 何れも合憲性 申 Ö 州 連邦議· 権 Œ 申 政府 例外 立 人権 象的規範統制は例 -立を許 限をも か 許 をする は 訟 の の または 外 連 尊重を保障 場合に限 の 邦憲法 申 され の推定 つこれらの の は 厳 立 連邦議会 は 連邦参議 憲法七 人は な 格 つって E が 申 戒 許 必 Ļ 外

> 換えれ 範統制の手続を連憲裁に対して求めるに過ぎない。 範統制の手続においては原告または被告でなく、 Normenkontrolle) として当然に原告または 七六条によっ とは全く異なり、 |の資格ある者とされ、 阋 の 一 ば 部 原告、 を議 て抽象的または具体的規範統制 事規則により認めら 被告、 抽 を申立てるのみの資格 象的 関係人の存在しない 規範統 被告 これ あ は機関訴訟 制 制 の申立 限等が れる場合に あ (Organstreit) であっ つるが、 は 裁判手続 (konkrete 限 ただ規 これ 7 憲裁 言 τ.

九世紀 必ずしも 異なり具 重も含めて司 場合であ として主権的 がこれ 法規が憲法に適合しない場合に、 所 要するに規 の にまで 審 体的 を Ď 査が否定され、 抽 審 の 象的規範統制 西ド 憲法 範統制 査 規範統制 法権によって 地位を占める権 し イ の その不 ÿ 原 が が則を保 抽象的 ic は 二十世紀に至 お の ける 適用 ような例外では 制限する場合である。 般の 障するため 威を制限する極めて重 な場合は、 君主制 を決定するも 訴 訟 例 ŋ 外として憲法裁判 12 の 国会 ヮ 連 お Ę 1 邦 な い ō て 基 の が 7 適用 本権 j で 最 1 らうに これ ただ十 あっ ル 高 憲 す 天 ゎ 機 て 関

所 ਣੇ

判

に

よる審査も必要でな

憲法裁 棄法、 法規的 められ 法 進 権 あ മ ついて例 るい 違憲審 般 の 菌 「を実現するに至らず、 Ø O 条に 優位 独 原 に の か 裁判所 対力が は連邦 たが、 審 占 判 理 お し 査権 なが 所の お は 外 |査に殆んど実例がなく、 で を認めることによっ しっ が十分に認 て 連邦憲法裁判 あ が 生じ、 15 てもほぼ を集中せ 司 ら戦後の憲法では、 未だ認められず、 の 今日においてもなお、 創設によって る 法律 お 法 か 権 ける訴訟に認められるが、 5 また東西の :と州 が めら 立法 **ا** しめ 同様であ さらに国際状勢から占領法規に 所に完全には の 1 れず、 るに至っ 権 法規命令の 審 " を例 E て最高裁判所に、 査および破 対立 Ď 法律の審査 お ボ 実際 ゎ 外 い の場 て具体 先進国 条約と国 た。 が国を始め多くの によって基本権 ン憲法に至 実現 関 の 棄権 ح 係 合に 政 えしてい 的 12 権、 が れ 治 |規範統 共通. 制 內 の 破 抽 は E 法律 集中 棄権 法の 限 殊に破棄 り、 象的規範 ゎ は する憲 が な 連邦 法 憲法 関 制 ゎ が の の 巚 先 超 係 律 は 破 認 独

内容、

て _

ø,

に

るも の ので ように例外的 は な い。 E 両 者 立法権 には相関関 と司 法権 係 が 認 の 対立 め 5 れる。 一を前 提と

査 進 等 範

抽

象

的

規範

統

制

の

審

査規準

と申

立

権

(1)

審

基

の

伝統

が

残り、

また連邦制

の

っために

州

の立法と連

邦憲法と

(Verwerfungs

hof) に違憲立法審査権を認めたが、

理論的には君主制

の

す

郭

っ

最高

裁

判所として国

事

裁

判

所

(Staatsgerichts-

統制

の

関係で連邦内部の法令の破棄権の集中

ことはなく、 となる。 することが 各条文を個 現実には、 おい 基準 体制をもっ これに反するか て連邦 憲法裁判所の判例 の 中 但し各条文の合憲性について、 i できな 有機的に一 々に分離 さらに個 憲法とされ は連邦憲法その ているから、 どう してみることが Þ 超 体制をとらないように 定実証 た法 の および基本原理 かを審査する。 審 査 的 \$ Þ に当っ な法 その 般的な憲法原理に基づ のが含まれ、 も審 できず、 対 て、 象とな に対 憲法 超実証的 查 自 K 形式 然 当 澎 は る。 しては批判 みえる場合 法全体 法 って基準 全体とし 憲 的 に遡る の 考 法

連邦憲法 実質的 囲 価 することが必要である。 を特 九三条 12 K 不 制 限 致 するも 一項二号で、 が必要というの のでなく、 審査 例 えば命令が すべ は、 の 基準 連 T 憲裁 の として形 憲法 法 的 の (の授権 見 審 式的 査

3

評

0) か 範

つ

あ

る

の

に に

対 止

規範

が

裁

量

の

範囲

ŧ

たは 形

法 的

形

成 致

の の

範 問

囲

12

る

ح

ぞう

の

範囲

ま

っ

7

い

る

カゝ どう

か

は

式

題

で

会議 場合は、 議 規定は 邦議会議員 止 邦政 ン の まる ぉ 決定に基づき申 員 憲 抽 ょ 制 の三分の 府とは、 裁 象的 か 限的 75 連邦直属 法 規 ハ の三分の 七六条に 範統 ン で か あっ 政府部内で指導権 ブ は 一とは、 の 制 ル 政府 て、 ţ 実質的 グ 立を行うことにな の 以上 ၈ 申 れ その法定数によるものであっ 州 であるが ح ば 立 で が 権 の な 申立 は 連 ほ 者 邦 致 か の 元老院 権 をもつ連 に規範統制 政 地 の べ 者で 府 問 位 る。 題 ル ij で あ 州 で ある。 邦 る。 ン 州 政 あ 政府 州 大臣 を 府 認 この または 連 がめな ブ に が 邦 列挙 J レ

閣

の 意

い

連

つ

由

ずれ 特定 不適用 機関 すべ 効と考 疑問 覚の 号 違を述べ 間 うい が の れ 7 B の または連 12 争 地 または意見が は は 機関 問題 ぁ ĸ える申立 実質的な差異が 相 ゎ 明 裁 位 て ょ に 6 確 判 人 違 れ が所、 ることが に とは ある者 信 が っ の て効力に影響 か 規範 邦も あ 意 て証明しているのである。 K に る者 見の より不 権 少なくとも二つの集団 特 行 しく 者の に法 定 が ある場合で 政 が、 相 無 できること 機 の 違 一効な は州 集団 的 国 適 ある場合をい 関 法的に 家的 または疑問 が 理 用 が 'n ことにつき、 の であり、 あると信じている場合をい 由 連 機 つき 郭 あ が 地 不確 位 になる 重大な疑問 関であっ っ も て、 に 証 しく 二号 をも ì 実実で 明 お が 15 その疑問とは、 い した場合で は て、 ぁ て法的 う ح 確 は 区別されて、 싸 または ح の れ 信 裁 号は規範 9 の で E 判 規 これ等は の あ 解 は ょ ることを 所 または に 意 れ 重 釈 な あ の 莧 は ば 行 無効 を 大 抽 無 そ 理

具 体 的 規 範 統 制 の 沿

的 三 範 統 制 の 手 続 つ ı, て は、 連邦憲法

意見が

区別さ

れることが必

要で

あ

9

連憲裁法七六条 少なくとも二個

号により

蕳

題

の

規範を無効と考える申立

権

者

また同

具

体

規

K

問

とは、 虚裁

特

定

で出的

理

由

確

実にみえ、

だ

が

つ

て

争

註

11

∵Vg1,

61,

52

ت 4

56

zu

\$ 76.

ゎ

れる場合であ

Ď,

意見

の が

相 不

違

とは、

申立

が

行

ゎ

'n

た任期中の議員

へに限られ、

また意見の

相

違

て

議 1 る

なたは

疑問に

つ

いてのみ、

下位

の規範

の規範

ですることを申立てるのであ

5

意見

の が

柏 Ě

違 位

と疑問

とは、 に矛

相

によって審査

されることを要する。

この場合に疑

象的

規範統

制

の例外

たる性質に反する。

これ 最

5 ح

ற

れらの

裁判 たの

対

し教

示

の

意味

をもつ

か、

ŧ

は

連

憲裁

に

連 州

邦憲法

で争わ

れてい

る問題

につ

そ

案を拒否し、

または提出する裁判所に

ことを試みてはならない

の

が、

初期の

通説であっ 提案を撤回させ

た。

最 る

邦法に関する場合は上級の憲法裁判所に、

広い

・範囲で

徹底させることに努めた。

れ

によれ

んぱ、

連

て、

後まで議論

15

なっ

は 所に

連憲裁法八〇条

項の申立

の

する場合は

の最高裁判所に通知をし、

これらの裁判所

また州法

15

関

この たは 方法

後の

見解

が

支配的

であ

Í,

九五一・一一・七、

が管轄 しては連 項 ත 要件 また Ŀ 憲裁 級 その 連 が の裁判を求めることが 邦 備 他の 裁判 わるときに、 所 州法が問題となるときは 15 対 Ļ 上級連 また州 で 邦 きる。 裁判 の 最高 所 Ŀ 裁 の 判 級 場 合は 裁 所 判 に 対 所 直

反対

Ų

邦

憲法に

ば裁判 年

は法を宣言

して連憲

は

九

五

五

の

決議

15

お

い

て

В

ので、

個 連 裁

Þ

の

律

事件 よれ

に

お い

て拘 所の任 月三〇

束

力 務 Ħ

をも

つ裁判

カュ

5 法

これ

と無関係な任務には

権

なく、 をす [する

初

の

政府案

小によれ

ば

項で上

|級連邦裁判|

所長官

15

これに関 ることである

する連憲裁長官

の書翰も誤

りとした。

これ 限が

B

職務 判所または裁判機関としての最高州裁判 官庁の提 をすべきものとされた。 きるだけ して連邦議会は、 言葉を削 Ĕ の 提案権 避 案を明らか て けた 般的 が与 のである。 司 に拒否 法行 な職 えられ、 政上お 中 務 蕳 むしろ審級 Ĺ 上 の審 連邦参議院 の提案に改めた。 これら よび職 級に 務上 おける裁判 により上級連邦 Ó 機関 所に対して申 の議長にとい の監督権 の影響を これ 所 の K あ 提 立. 裁 で る 反 ŝ

三次の改正法案によっ 裁の裁判を直接に求めるようになっ 憲裁法八○条の争いに終止符を打ち、 先例に反対して連憲裁の 示できないとした。 5 は、 論争され 裁判所の任務 ん た。 連憲裁の裁判は長官の意見に反対 国会は第 が 決議 法宣言に 最高裁判所の特色を連憲裁 \subseteq 次改正法案に あ 九 Ď た。 Ħ. 以後裁判所は 五 その 勧告的意見は表 年 第 お て、 月 次 Ξ 連 連 第 憲

あ

旦

た裁判所に自己の意見を表明できることを認 裁判所に意見の決定が 連憲裁長官書翰)。 連 憲 できるか 裁 の この 判例 であっ 先例 は に対 め 移送 た。 解釈 法規 四 て主張 項後段の の した 有効 するもの か 如 催 を述べ、 Ś につきどのように、 ٤ 自ら上 これ に関連する法律 級連邦裁判所または最高 また連憲裁 またどの では

533

の

州

その

法律

問

|題を裁 理

判 ょ

E

亩

K て、

n の た四 改 っ 所 ĪĒ. の 立. 項乃至六項の規定を、 法 て説明することを求めたのである。 場 案 に 条四 お ŀ 号によ 7 こその 考 n ば 慮 八二条四項に置き換 を 第一 裁 判 次改正案に組 の 重 一要な法 かくて第三次 入えて、 律 入 れ 問 題 6

所に 続 を簡 対 し申立趣旨の 略 にするため上 徹底を知らせ、 級連邦裁判 所または最高州 かつその裁判の 裁判 中 ż

不

の

棄

憲 所

滋

O

を

個

〇条 項の規定する通りであ の の法律によって制限できない。 権 利を拡 八項は 張できないことは、 憲法の規定として優越し、 提案権に関する九四 またこれに対応する申 提案の義務は 条二 通常 立

今日

の

文言

によれば、

直接の提案として自明

の理で

あ あ

っ

題

法律はこれを変更するものでは

ない。

連邦憲法

の

致

問

題

15

つき

判決にお

い

て公示を求めた。

改正

法案に

よれ

ば

八二条に規定された手続は、

連憲裁自身の手続で

ó

伝統的 または 律とい この場合 な裁 州 当然 法律 の法律の憲法違反の効果につい 判官の 第二段では 12 が 連邦法 無効の 審 査 項前 ほ 権 律 連邦憲法 か、 12 ځ . つ 示 憲法一 いて、 致 が ~ 州 ○○条一項から裁判 法規は当 法によって侵害され、 あると規定 ては 然 争 に無 してい ĺ٦ が 効と ある。 る。 法

令に

は及

3

が

連

邦

0

法規命令には

及ば

ないことで

あ 州

ح

れ

で連

邦憲法九三条一

項二号後段と一〇〇条一項との

法

の

み審

査することである。

連憲裁

の 規

範統

制

は

の

連

邦

憲法一〇〇条

段

に

お

しっ

ては、

憲法違反

の

は Ŕ

先天的 要求では の解 内部に 適用 の独 々の により定められた、 審 な牽 决 Ł 占である。 査 は な お 権 場合に裁判 憲法 い。 連 異なる法的 い の ては、 基礎的 はな 憲法は 訴 い。 この 訟 規 所が な新 法 に 違 違憲 範 [性質 憲法裁 適用 任さ _の 制定法に 形 憲の効果で規定 違 が の 成 れてい 法律 しない 判 ある。 憲性と無効の は 出 所 め の お てこ ,性質か 権 無 ける憲法裁判 る。 け 効 限 れども憲法裁 ح しない は の いっ 法学 行使 効果の 5 n ح は 的 決 は 無 カゝ れ ()効宜 間 定的 所 5 論 は 判 規 理 の 連 の 所

6 Œ 解釈) か、 不一 が たある 致の宣言と制限され からで ある。 た有効の宣言 (憲法

憲法九三条一 できる。 ので、 の命令 すべて 審 査されるべき規範として州の法規命令 規範統 の裁 連邦と州 に及ば 判 項二号後段 な 制 所 の い の が)違憲の 結 自己 で 州 果 法律 はもっ が の 無 権 法規命令お と連 意味 限 ぱら形式的 12 邦法 であるの お しっ よび 0 て 無視す 不 は、 な法 州 から 致 の法規 あ そ ること 律 á に つ れ に 命 限 い が 連 7 州

所に た。 お O 裁 į 通説で 規範統制 あ び命令に 審 権 限 査 あ 12 の に及ば が行 Ó 属 独 しないことである。 占 ゎ が認めら ナ な れ チ たが、 の支配は警察命令 か っ た ħ 権 の 威国 は 州 の 写家 これは ح 命 令 の の 解釈 解 E の 釈 · つ アイ 規範統 の が いっ ため て 7 般 の 制 1 っつ の み ル は あ 法 時 連 連 代 律 邦 瀊 っ

致

規

範統

制

に

認

め

Ś

ñ

帝

菌

法

定定の

憲

の

查

15 が

関

す

る政府

案によれ

は る。

法律に

0 の

いては 規

国 合

事

裁 性

判

た め ヴ Ø , の は Ē ること 쌘 × 憲 九二 ħ 法 راد 法 たことで、 規 テ 裁判 条によっ が許され 命令の審 ン ৾৻ 所に対 ル ク て、 査と区 た 州 • して の 法律の規範統制 バ 基 州法律の連邦憲法違反につい に止まる。 ì の |別することは、 デ か ない み規範統制 ン っ 州の 州法規命令 またバ は連 憲法と区 の 憲裁 申 1 ے 立 の Ö ェ が ر ص 審 别 ル 州 裁判 重査を法律 認 をし ン に めら 州 の て を て、 の み は、 求 n 憲 認

な

お

戦

後

の

憲法

E

づ

四 州 の 法規命令 (Rechtsverordnungen)

ず、

すべ

7

は州

の

憲法裁判

所

が

規範統制

をすべ

きも

に当たる国

事

裁判所

は 憲法

州

の の

法規命令に

つい

て

は審査 憲法

で の

州

の

法規命令が合憲または違憲となり混乱

の

ため

12

ワイ

マ

1

ル

時代

ic

は

連

邦

の

裁判

所

を生ずる。

考えた。

憲裁は連邦

法律に 直

つい 審

7

憲法

裁

判

所

۲, 1 ッ 連 邦 対 で する規範統 は 州 の 政 制 府 が 作 っ た法規命令が 連邦

政

に関する法規命令はもっ

ばら

州の規範統制

K が

任

ける

の

裁判

同 連

じく

連憲裁

7 の

接

の

査

を

認 は

め 州

る の

州

西

これ つい 連邦 たは 連邦 は に適合するかどうか 連 法 州 法に違反する場合には一 憲 ゎ 邦憲法 裁判所 違憲となり、 の 法 れ によっ て連憲裁 法 法律についてはこれを否定する
 の る 12 の 律 法 法 適 か が は 律 律に に反するかどうか 否 合する て法規命令が連憲裁の判決に 行うことに 各 は か 連邦議· 州 うい ï が 統制 著 の つ カュ 憲法 しく ぞう τ いっ できず、 会が は は て 憲法 なる 規範統 15 カゝ 基づ 少なくとも州 般 制 か 12 の解釈 を審査 から、 的 定するも つて問 つ もし統制 ð, 制 に規範統制 き**、** が すれ その に不 連憲裁としては 題となっ 連 で 判例 きる 憲 の 統 で 政 ば 規 で、 裁 足 きるとすれ 府 範 より合憲ある が が、 が の な 統制 行 通説で 規範 の 9 ح た。 結果とな 法規命令に れ ゎ 州 州 n は が の 連 統 州 連 あ 憲 の 州 る 憲 制 ば 憲 法 が 0) っ 法 裁 が 法 が 憲 憲 た は 行

ような連邦裁判

所の規範統制

を制 1

限する規定は

なく、

ま O

そ

の

あ

ェ

態度をとっ

1+

'n

ども

ヮ

-7

1

ماد

濅

法自

体に

は

そ

とが 政 統 は しゝ むしろ一 憲法裁判 は か はこれに反して連邦議会か の 方によるとワイマ る予後学的 全体として州 た法規命令に至るまで連 땐 府 制 根 八三号の判例 徒 が規範統 で うのである。 法 できた。 拠は連邦憲法九三条一項二号で、 らに法の不 12 あって、 おい えって法 要するに、 iz 元的 関 所 な虞 係 制 て憲法違反 K に 法 つまり、 1 が を申立てることが れが の な 州 は 安定と法の分散を招 連 の ŋ 解釈につき不統一になる虞れはなく、 分散 州 憲 けれども、 v 議会には ì 、あっ 裁 広く学説によって支持され 規範統制であっ の法規命令を連憲裁が統制すること ル 州 いを招 州 が の法律 の の 体制 た。 憲裁 申 統 の法規命令につい いくも これ 制 らも規範統 立の適格 この する の判例 が規範統制 現行憲法になって連 は連憲裁によっ できない がなく、 のと思 ため連 ō 出者は て、 . ځ の が 州 解釈とも矛盾 制 理 ゎ 連邦法 急裁 危険 を行 州 法 'n 螽 法規命令は州 とすると、 0 申立 的 政 の た。 て州議会の側 劉例 な事 なっ て行われ 府 抽 この 象的 をするこ の場合に そ た て 急裁に 集 貫 態 0 が んして ے 規範 に 4 他行 判 が n 例 見 巻 な る の あ

的

\$

ctz)

ではないから、

法規命令を含む法とす

うる解

釈

が

規

なる。 は 規範統制 解釈して、 規範統制につい 考えられた。このため、 連憲裁の規範統制 Ż 制を行う必要から、 ることを虞れ よる規 てきた。 Ď 行 'n 審査できることは、 な破棄の権能 る ル |政権 て連邦内の州 が、 その州の憲法裁判 ン は 連邦憲法が連憲裁に完全な司 ح 쎗 範 の州憲法裁判所 から除 統 憲法に の の の 規範 他 独 制 これに法規命令を含ませる意見が 般 に州 にも る以外 立または がざ 統 行 くことは は て、 を 法制 が 認めないとすることは特に 法も法規命令を含むものとして規範 制 ゎ ハ れると、 法 州 が もし連憲裁の手続によらなけ ン 州 15 の判例 連邦 所 の法律のみならず州の ブ 州 連邦裁判 の は の法とあっ (Landesrecht) 格 統 が 格 法 連邦憲法一〇〇条一項の N 莂 の 别 、の論理 一的 規範統制 グ、 B の の 必要 ブ 理 体 は な解釈 所 性 的 九五一・五・一三) て州法律 由 15 c)c レ 法審 が 州 構造から を行うことに 1 が を破り、 より濫用 な が な O × を実質的 ン、 査 い 法 破られることに 薩 の 規 (Landesges で 印 法規 有力とな みて必要と 理 た 州 ප් お た に干渉 れて、 あ 令をその 由 よび偶発 意 命令を なっ セン 州 'n がなく、 バ て ば 法 州 が 1 かゝ 統 て 7 す 0

٧,

範統 制 に認めら 一六年 お ļ ń る余 رير 九二八年の法案では、 地 は あ

範

τ 0 っ 法違 法律 され 東力 解釈 邦憲法 ここではすべて 在しない。 によるときは、 る限り 憲法 て規範 反と を る。 ある連憲裁 K 九三 個 ~ つき拘束され 州 ただ、 統 事 して扱うならば、 Þ 規範統 制 の の議会を考慮しない。 条 *後審査 を連憲裁に 裁判所によっ 法の不 項二号によ 法律につい の の法規命令に対して有効適切 裁判を求めるため十分な可能 制 により法規命令につい は る 連邦憲法九三条一 安定もしくは法 も 申 0 れば、 連邦憲法九三条 し出ることはできな て連邦憲法違反もしくは連邦 てはともか で あ 2 連憲裁 それ た。 は Ś の ح 極 分散 は 項二号による て れ はめて 州 州 個 įΞ 項二号 政 ic の立法 の 対 Þ 府 明瞭に規 危険 一般的拘 V 性 の裁判 して、 15 「が保障 申 問 i 府 は 立 題 ţ が が 存 連 所

級

の

邦憲法一〇〇条一 憲裁 合のほ これ 越えて、 法規命令を連邦憲法に違反する理由で無効と判断 裁判を求める必要が 連邦憲法に違反する理由で無効と考えるとき、 を阻 集に おけ 包括的 審 た。 を認 統 の審 の裁判を求めなけ によって規範統制による法の分散が防 止する限り、 制 る最 お か、 め、 連邦憲法一〇〇条は法規命令までも含めて規 の な連 いく 査を必要としな 州 集中 ては連憲裁の意見に同意ができる。 Ø の すべての裁判所は連邦または つ命令が 重要な任務 憲裁の権限 九二六 を偶発的 項 法規命令につい の規 年 連邦法律と一致しない場合に あ れ および るの に認め、 を 12 いっ 範統制は、 ばならないとして 当っ 制 かゝ みならず、 限することは 5 て、 九二八年の草案の 法律的不安定と法 そ てはその必 その規 の さらに審級 狭 州もしく い 州 相 範 解 いた。 元の法規 が 応 統 釈 一要が れる筈で ح しく 制 I 連 が は この 範囲 の その よる上 する 連邦 の ø 憲 命 なく の なく 傾 節 令 範 分散 裁 囲 連 場 連 を の の が 統 あ

めることが

でき、 下 ĺ

この

控

|訴院の裁判

他

ぁ 対

裁判所は法

の

が

できず、

級

の

通常裁判所は

控訴

院 15

に

して裁判

を求

裁判 裁判

所

直接にその

上級裁判

所の裁判を求めること

玉

重 ゟ

所に

!直接

上訴

する権限

をも

っ

てい

た。

控訴:

院 ħ の 15

以 も 裁 権

制

判所として

は各州 |裁判所

の

最高裁判所および控訴院

が

しゝ

ず 他 的

っ

限

あ

る

帝

玉

(Reichsgericht)

が

あり、

その 全国

府 定 対 は 結 に

は

連憲裁

に申立が

できるからである。

学説に 項二

お i

い ょ

ては

を侵

害す

る

も

の で

な

い。

憲 権

法九三

条一

ŋ

して十分な裁判上の審査

を認めること

は

法律: 法規

的

この

病

理

現象を予防

けるも

Ď

で

ぁ

5

て、

命

実際 提 しゝ 理 論 とするように要求できるものでは 徴 憑にも 的 15 15 お い みても憲法一○○条の文言およ 拘 て わらず、 ø 連 憲裁 この条文に実質的 の見解に全く従っ ない。 な法 713 た 沿革史は、 律 ので 概 念を前 ぁ る。 強

連憲

越

の

解

釈

に

対

Ļ

ほとんど矛盾

が

指

摘さ

n

な

かゝ

っ

た。

が

Ŧ 規範統制 の 基準

ては使

かわ

'n K

な

言い換えれば、

立法の裁量権

が広く及

Ü,

これ

よっ

て審

査すれ

ば違憲の場合が容易に生ずる

カュ

ば法治| た憲法 によって拘束することも含まれ、 する秩序に従 勿論 具体的 制 侵 査すること て基本 が 図書に 統 定する法律によっ の 制 玉 で 規範 対 基礎となる原 ぁ 原 権 Ø 形式的 根拠となる。 . の する比例原 理、 る 優位 が、 統 っ が規範統 て 玉 制 その 家的 が 法治国原理として立法 の 示示さ 根 執 崱 侵 理も規範統制の根拠となり、 解 て 拠となる連邦憲法は、 制 行 また、 拘 れ 害に対する比 釈 の要点となる。 権 のような法理 が基準となる法規を含み、 束され、 お 単 t 形式的 び司 純 な法律でなくても憲法 また憲法 これらの基準により 法権 法治国 例 が を法 ح が、 統 原 制 劕 の 原 憲法 個 条三項に 場合に二、 律 の の マの 根 理、 ような原 お よび に適 拠とな (条文 例 玉 Ţ 法 合 家 え ŧ

則

は

べ 制

いっ

的

興

味

ある例

を挙げて考えてみたい。

立

法

か

な

会国 立法 等でなけ 強出 まず第一 [家の原則を表わしてい Ŀ っ の子とその 形 れ ば は 成 なら 連 の 邦 自由 憲法六 ないとす 権利義務 [を認め 条一 るが、 る原則 ā または社 項の規定であって、 から、 性 で 規範統 質上、 ある。 会的 地 立法者に ے 位 制 の規 の基準とし に お 定は 私 い て平 生子 広

めに列挙されている思想良心の自 合と異なり、 あるから、 6 よっ とするもので、 ての者に認められる地位を国家権 の原則に反する。)原則 自 の自 ŋ 者に対して法形成の授権を含み、 立法を原則として違憲とすることになり、 由 木 て意見が分か 権 曲 明瞭である。 になると、 その侵害は極めて明白で、 的 その他は、 本来の自 な基本権と異なり、 玉 元来、 家 玉 れ 言 これに違反する場 亩 から新たに個 家から害され どの を害されない い 自 換えれ 日由権は 範囲 社会権 ば 一で違 由 ない 人が 人間 力によっ 消極 社会国 憲 宗教を信ずる自 憲法の基本権 これを原則として 利 基本権 ある 合が として当然に の 的な基 法 益を受ける て奪わ 明瞭で 家 律 いっ とな の は は 規範 革 関 社 原 あ 権 れ る 係 の 始 な 統 は カコ 者 玉 る 由 で

学問

に 家 が、

の

憲法以 にく 害の事 ら既に三十 の 取 台 これに反しても私生子に関する法律を当然に違憲とする 準を上げることについて常に平等を厳格に認めるときに、 される場合であるが、 を容易ならしめるから、 の自由は、 法規が っ 申立 ることを主張できたのであって、 扱いを受けたことを違憲とし、 のではない。 が前であ 社会国家の原理はこれに違反しても、 者 実 で作り、 をしたのであるが、 違憲とされることは認められない。 きで 例えば、 が が 法律 であっ 年を経過してい それに広い裁量権を与えるもので違憲の判断 あ 9 ところで、 .を請求してその差別または不平等を除 それによって不平等の事 たことを前提 たが、 憲法六条五項などは平等 また規範統制の その生活を維持し、 既 規範統制の基準としては実施し たの 15 問題はその差別 原告は私生子として不平等な その期間 にするもの で、 憲法裁判所に規範統制 審理が行わ 既に三十年以上を経 本来ならば法律 は終了し、 実を認め憲法違 であり、 の また生活の水 立法者の形成 の原則の適用 n 時点が現 原則として た時 その間 したが :を憲 点 行 か

註

判断し、 めて、 自由権侵害の全くないことを確認した事件である。 の判決では、 法を改正しな っては常に有利な立法を主張 くなった。 て争うことができず、 平等に扱われる筈のもの けれどもこの事 すれ であり、 裁判所に有効に平等の実現を求めることが ば 侵害の事実が その すべては現行憲法に違反しない その機会は去 人権が何らの立法なく十分に保障されると い限り奪うことのできない 合窓の請 件では、 関係 ないことを確認した。 求は が、 立法 5 者 する は連 既に期間 の不 平等を実現することは不 過去の事 作為 権 憲裁 利 が 実で 12 を過ぎたの ic 人権 よっ あ 法 5 あり、 律 ことに この場合は て私 で の ある。 改 れは 今とな できな Œ で 生子は なる。 改 を求 憲

1+

れども、

基本権

!の原則はすべての人に極

めて明白に侵

能 過

の侵害とすれ

ば

容易に憲法違反の結

果が

生ずる。

権の約 な期 どうか、 |||連邦憲 包括的に新秩序を制定する機会を与えたことは、 る拘束的 子を嫡出子と平等に扱うことである。これは立法者に 足を実現 (を要する憲法上の命令である。 間 内に基 (束を憲法法規に髙めるもので、 またいつ履行して基本権の範囲において特定 するか な委任であって、 法 六条五項は、 本権 は ٤ 立法者の自 致 しな 憲法上の立法委任を含ん 指 示の履 規定を存続 I由裁量 憲法の委任を履行 行は相 憲法制定者は暫 一でなく、 いさせ、 当な期 連邦憲 立 定 限 ける の 内 の規 定 立 łΞ 対 法 実 す

限

定

法 る 前 保 で

々

る

っ

これ に矛盾 Ŕ 裁 ることになり、 経 思を繰り返し実現することを命ずるも 原則 この 立法 ^る規制 規 ŏ 判 過 の自由 効力を失わしめる力が 定 を 明 たされ 角 によって発生する規定の 範統制の申立をしなけ 所 したから、 E 期限を無駄 にすること は この (する憲法以前 の 当な期限を決め、 lを尊重 は 判例につ た法律の場合 ź, 造 法律の前の平等は憲法 違反 実質 的 既 븨 裁判に重 に制定さ 制 は 解 限 すべ 的 これに反 んに対 に経 立法者 定 で が 釈 ĺ٦ な でする き 定 E ては、 立 きである ない。 よっ の法律を適用せず、 して完全に 過 め ため は 要 n E せしめたの て に属 くする あ な範囲に た 対 委任を実行することは既に時 な て る 憲 'n 法 する委任は直 また立法者 ó 抽 か 補 が でする 欠缺を憲法六条五項の一 法 象的 ば かゝ 律を憲法 法律を廃止する効力を生じた。 状況を考 ð 6 ななら 法的 の た から、 の 必 立法委任 [規範統制 お 連 で カゝ 医裁 原則で 裁判所 な 要 いて憲法一 劾 Ġ 連 ಶ್ವ の Ø 力 は Ř 委任 立法権 から、 已むを得なけ の 接に憲法を拘束す で を生じ、 邦 憲 あ ぁ あっ 適当 は行 裁判に当っては、 は憲 は 憲法一 法 とり、 れ る 現行 ع 心を侵害 12 00条 の (BVerfGE 法 憲法以前 た。 「な期 ゎ 適 これ の完全な形 条三項 六条五 致 法 れ 応 つしない け 15 な 限 す 般条 ΙC れば 対 期 カゝ n の て る 項 闐 項 っ 15 ع 意 法 O

実際 その その 公務 でな 代によっ 無効とすることができず、 **灬で直接** 莉 訴 埸 憲法上の いっ の いっ の か 障 あ に関 て違 うら官 えは 祫 他 個 員 い 保 は 権 が 連 が 0 障 濫 憲 々 0 か 利 憲裁 憲と 法律 て — 基 係 出 制 の 5 12 ŋ は 僚 法で 権 者 制度的 É 本 てくる。 権 度は政治の 権 か の (法九〇条) 権 .. の 基本権 俸給 Ó 定せず、 利につい 認 の か そ 地 の 保障 個 改正を要求できず、 めら 侵害 の わらず公務員個 の 位 申立 人的 侵害とは 保障であっ 地 は を適当に支給され に し 位を奪われない 保 れる場合であ を要件とせ の 公正、 近 (な権 したが を認めることは ては内容が 侵害として関 か 障 の され い \$ 保障 利 Ŕ いっ 直 ても、 不 たが、 接 の Ż って違憲として 関 に関 ない n の請 偏 人の権利を保障 ず、 る。 不明 ||不党 するも 3 窓法異 けする ó 規範 実際 が、 武水は認 ことに る 官 係法規を違 でき 制 確 。 の 権 僚 ヮ 種 8 度保障 基礎 0 統 E で 利 制 ィ 0) は規範 心められ をみて 権 ぁ 議 の が 制 な 度 つ 社 7 多く、 かり、 . چ 政府 に属 O K に い。 に ì 会的 類似 あ 親 な 申 憲 する て の ル 内容は ぎま 立 眀 統 ま な に っ も す 憲 地 ŧ た時 たが が す そ 6 制 た 法 位 な 連 O は 憲 か O あ 個 以 0

連 郭 憲法三三条五項は職業的 な官僚の 制 度の 保障

原則

の

関

係

っ

制

限

は

或

程

度

認

めら

れると考える。

権 点 ŀ١ に お

の

裁

法九○条によっ

て可能

な場合である。

伝統的 伝統 東力が ある。 が を 的 込むことになる 不 甘 成する期間を通じて、 原理の核心を保障するもので、 全く自 ないか 質的な形成を拘束する意味をもつ。 < を して民主的な国家の要件に詳細に適合するものでは 口受さ 'n 務 裁 保障するも な公務員法 表わすべきも 負 的 判 一般な空しいも ともそれ自身、 Š 法 価さ れる個 たあると認められてきたも したが 時に 所に監視されなければならない。 な原則は連邦憲法によって保障され な原則が守られる程度に理解されなければ 由な立法とは 法者を直接に拘束する現行法であり、 の規定は争訟において裁判に重要 そ 国 れることが 々の の限りで立法者 の っ 家生活に対して権衡を維持するための とはい 規定は、 かも ので、 て、 のとし、 法律の多数は、 独立に正式な考察で憲法三三条により 知れない。 しゝ 憲 ح 必要であり、 えない えな 少なくとも 法三三条五項は単純な政治綱 全体として個 の制度は憲法秩序の重要な要素 連邦憲法の保障がこの中に紛 い の裁 が したがって、 この規定は官僚制 のである。 制 ワイ 全体において官僚制 般 一畳を認めることに あ 度 的または長い伝統で形 ただこの規定は の内 る × マール憲法 したがっ 限度公務員 の 、るが、 、 部におい 規定につき この官僚制 (Entscheidun すべ 公務員法 て て ならな すべて の下に 度 (の不信 て の の な あ 自 領 政 保障 公治力 度 制 個 度 る の も b 由 别 れ 拘 が ź 実 な の 造 12

> 的 ಶ್ಯ る。

質が

K

範

註

I

邦憲法三三条五項の規定は、

職業的な官僚制

保

あ 連

つって、

とくに

恆常的

な憲法、

法 律に忠

実

人な行

政 度

を確 の

保

言を尊 新しい 態を立法者 な規定に る給与で は規定が gscrheblichkeit) になっ 法律 政行為に 性の ない。 定限度に改 統制 立法機関に係属するために法律の係属を停止 官 現行法の下では 立をすることが が 公務員が 項により具 考慮 て 例 は立法に属する 僚制 重することは、 規定を内容とする停止の裁判は、 の改正を期待するもので も認めて の裁判 より給 この訴 あ ただこの規定によって な 凮 西ドイツ によら れば、 度 が除く義務が い から ~上司 の保障に 訂 心与が 体的 に (えは直接憲法三三条五項に認める給付では することを求めるとすれば、 平 なけ 裁判 なもの い お むしろ一〇〇条によって具体的規範統制 に対し争訟に る 等 o) けるこの 改訂されるまで元来の手続は停止され 憲法に一 できる。 規範統制 原 が 訴 法律の適用を妨げる効果を 関する事 n 所 があり、 いである 削の にばなら 訟法には存 んはこの (連憲裁法三三 場合 性質上明ら この場合に給与に 致しないことになると、 の申立をする必要が んない。 ある。 が件につ 請求が 理由 から、 法律の効力ある不一致の おいて俸給につき請求 の執行 在し [で訴えを棄却するほ 最高裁判所 け 立 い 理 急、 立法者 この停止 か 憲法違反の法 ない効力で n τ |由ありと認められ ども は な必要が 法律に E 実質 不足 は 法 固 手 次は一〇 す 律 有 続 ~ある。 的 形式 に対して あ あ ること 15 が の合目 の 12 ء ڏ よる)停止 る 律 あ は 宜 状 ŏ っ

て、 の

申

ない は

最後に、 土 一地収用 の 処 分 が 平 等 の 原則 に反して、 土 地

è 行

所有権の侵害が違憲であるとすることは、

人権侵害の

ょ

国

7 は、 憲としない手段があり、これによって収用を違憲とする 実際には土地所有権の喪失のみを違憲として争い、それ め所有権を失わせることは違憲の措置と考えられたが、 ことがなく、 であり、 うである 補償との関係を調整することには法律を少なくとも違 一付随して収用を違憲ならしめないために法律を制定し 土地 |収用法が所有権の喪失と損失補償とに結びつく 基本権の保障と関係ない。 が、 したがって損失補償を認めないで収用のた これもまた規範統制の申立ができない場合 現行憲法以前の時代

註= 平等の原則によって公用徴収を争う場合である。 期される。 きないが、 補償に関する争訟は立法者が新たな法律を定めるまでは |関係の規定と比較して不平等がないかを審査する必要が 'きないのみならず、憲法制定後の現行の土地収用法の規 憲法以前の古い法律に基づく収用の合法性を争うことは 基準となる法律が違憲として規範統制を求めることはで がなければ、 まず、 むしろ裁判に重要な規定が、さしあたり他 連邦憲法一〇〇条一項の範囲に 憲法的に法律によって命じられた差別が平等 損失補償の請求はできない。 おける問題 この場合には、 連邦 憲法 は

申立を却下することを要しない。

申立てられた法律の平等違反の場合に提起される訴え、 変更によって適法な訴えとされ、 るべきでなく、 たは行政庁に向けられた公用徴収の給付の申立は棄却さ これまで平等違反の規定の効力が原審の手続の裁判にと この平等権的裁判に当って憲法一○○条一項による裁 よって拡張され、 常に立法者の義務である。この形成の自由は憲法訴訟 筈であった。 て問題とならないことで不適法とみられていたが、 憲法異議の裁判に適応せしめた。この規範統制の申立 必要がある。多くの憲法的に適法な立法の可能性の選択は! できる集団に対して広く平等の維持ができるか 利にし、 原則に対して維持できるか否かを審査しなければ でする 延期されるまで、 .よって主張されることができるようになった。連憲裁は′ 新たな問題は連憲裁の判例が変って、 ても尊重しなければならない。このことから、憲法訴 |会は憲法違反を多くの方法によって避けることが ō もしくは不利にすることを止めさせ、ま であり、 とくに、関係者の間で一方を他方に比べて むしろ手続は法律によって新たな規定によ 立法者の平等違反が原則として憲法異議 現 在はこの延期の申 連憲裁による不一致の宣言によって係 以後は規範統制の申立 . が 憲法異議 認 め を確 られて の申立に たは比較 ならない。 判例 か できる 亡 め れ の

12

の

い

生子の事件では、 憲法以前の法律を違憲と認めて人

私

る。 属 論的

には

人権侵害を厳しく戒める筈であ

っ

た

が、

実状

法規

ができず、

ボ

ン憲法に至り、

ے

して、 たが、

しかしワイ

7 ì

ル

で

は連邦制

٤

議

会

の

政

(党が

分裂

たが

人権保障の機能を果すことができな

かっ

たため、

の

であって、

は国事 لح

に連

合国の占領が終りド 裁判所の規範統制

1

ッ

စ်

主権

が

回

復され

た

こと

に

より、

初めて憲法裁判所によっ

てあらゆるド

イツの法

受けるのであり、

またその後もド

1

ッ

の連邦制

の

体質

る。 補償 あ な か るに の と所 事 莋 か 要するに、 規範統制 有 かわらず、 は 権の喪失を結びつけることが憲法上できない 旧 憲法で、 の通常の手段では原告の人権を保障でき 規範統制 人権 現行の の保障と関 は人権の保障に重大な関 憲法一四 係 条と異な な い 場合が 5 生 損失、 係 ずず が

Ø

権侵

害

が

あるとする規範統

制

の申立

が

できたが、

土地

収

することも ・場合が ようにみえる。 のように人権の侵害が違憲として法律を停止できな あり、 困難であって、 また必要のある場合とない場合とを区別 規範統制の手段は目的を達

君主制を除いて、 害を憲法違反としてその法律を違憲または しかもこの審査はドイ ワイ けれども、 7 1 ル 時代から理論 規範統 ッの 制 過 は 法に 常 的に認められ 無効とするも に 自 お 亩 い 、ては の侵 そのものは連 しての法律に 内容がこれ 邦憲法による る規範の審

には及ばず、 規 て機能したのである。 る場合に憲法違反を咎めることができ、 が、 州 の 法律と連邦の法律とを問わず、 現代においても規範統制 ے これ の 制 は外国 度 を適用 が 初 法 す

内法に移行 また連合国との条約によりこれら占領法規がド しない。 邦憲法を超越する超実証的な法については、 外国法の場合は憲法に違反しても規範統制を受けず、 を失い、 効力が無くまたは適用 ので、 って直接に (Besatzungsgesetz) また、 ドイツに主権 一九四九年の五月、 E することによ |査ならびに失効の手続が発効した。 憲裁 より規範統 違憲の判断を受けず、 連邦および州の法律につい 条約 連合国の占領法規は、 致する同意法を制定して、 の合憲性の審 か 5 が回復され、はじめて裁判所に しないとして規制するに過ぎな 制 っ が当然にはその失効を認めず、 ١. て、 が 行 イツ国民の権 占領が終り占領法規が効 X 査を受けることなく、 ゎ 内法として れるに過ぎない。 実際には国際条約 九四九年の占領 て違憲の場合を 利義務は この国 規 現在なお その結果 イツの 範 [内法と 統 条約 制 連 ع 連 ょ

範統

制

から

洩れ

る場合が

がある。

て州 て違 然法による国際人権宣言と同じく、 を行うこと 憲とすることが妨げられ、 憲法裁判 が容易でなく、 所が 連邦憲法と州の 判例 その結果、 B バ 法律 1 国内法で エ غ ル 超国 の ンを中心とし な 関 家的な自 係につい ため規

よっ

邦

で憲法が

各州

の内政、

ことに

命令権

の違憲審

査

規範統 制 12 よる 無効宣言

裁判所 律 決定した。 ۴ Ø n 裁 と考えた法規を、 を 判 ィ 沿革からい の の つ法規命令の適法性を審査 連 議会的 徹 所 憲裁 ツの裁判 の適用 位 底 の 審 あ 的 法 また、 憲法国 法 査 七 15 、えば、 所は、 を審 する法規の 進めたも 権 八 条 が到達した発展段階と直接 裁判所 査 家 具体的事 の 具体的 の 思 すること 立場 ので 九三三年に始まる。 想 審査権は は形式的 は 'ある。 か 件 ワ な場合に Ź 5 に Ļ の な 裁判で適用 7 その独 9 審査 具 次第に拡張されて、 な法律の 1 裁判で重要な 体的規範統 ル また州 しな 憲 自 滋 事 の 帝 15 の 権限 関 後審査 政 終 の と定めた。 な 法律 好時代 制 り頃 係 い B で違 意 の から を当 本 味 の か ح 法 法 B 来 を

の

の

決問題

であっ

(偶発的

審査)。これは裁判官

。 一

般

的

審

で

あっ

て た

7

1

ル時代の終り頃に最高裁判

所

0

判 査権

例

についてい

ゎ ワイ

れ

学説では多数の見解であ

す

て

の裁判官は

争訟

の

裁判

に当っ

て、

自己の見解に

法的

?安全、

判例

法律までも

審査することになった。

少なくとも、

違 べ

憲とする法律を適用から除外できた。

裁判 効力の問題 規を適用 規 あると理 然に無効となる。 この法規は、 効とし、 ついて審査する規則により上位 拘束されることから生じてい わらず、 九二 不一 を 裁判所の審 般 官が 15 上位の規範との 審 Ŧī. 致の場合には、 この 年一一 しないとするもので 解され 法律はこれを審 ワイ 査権 は をも 査権 法的 無効は衝突のときから始 7 すべて規範を適用する前に認められる先 た。 1 月 は ただ、 にすべての つことになっ 四 ル 憲法 日 裁 裁判官の 裁判 判官 帝 裁判官 致について審査するもの 査 国 一〇二条の規 裁判 しな に当って具体的事件に限 の しあっ 権限 裁判 À る。 'n た。 所の い の の 厳 対 法に衝 裁判官は た に重大と考えられた法 で の この 判 あ が しい して効力 (棄 ő, 例以 定に 正当とされ まるも 歷史的 法律拘束 突する法規を無 却 よっ 規範 同 権)。 が の 時に義務 裁判 な根拠は な であった。 の衝突に て法律に 規 で、 た。 に り法 範 かゝ 沂 そ ح の 7 か は

ح 関 1+ 眛 ワ 制 څ. の ることが た ○○条ととも にその 憲議会に 議論が する連 差異が 効となることは当然とされ、 間 'n Ø 1 は ば ため 7 本質的 州 1 ならず、 ない)当時 邦 できると の機 E ル 行 われ、 憲法 は、 畤 お いては、 な差異 ものと考えられた。 関 す 代 は ワ 最 ć の終 に の規定につい にこれ 終的 1 とくに連邦憲法九三条一 に知られ 九四 が ŋ 7 この らの に行 申 な 1 な裁判は最高裁判所 条二 立権 V ル 問題 と考えられ 法規の合憲性 憲法 た欠点もともに論じられ ゎ て法律 項 K れ た視 が審議 適用 ついては連 の範囲につい 一三条二 角 の合憲性 の除外は無効の て か の 項 ら進められ、 対 の 項二号お に留 違 邦 審 に定める連 象となっ と州 て、 憲 っ 查 を申立 保され 審 0 法 審 査 の 手続 よび に及 宜 律 た。 議 た。

邦 な

に

7

同

が

却 は

尊重し、 統的 来の範囲 進めることは、 とくにその規定 憲法一条三項、 考えた。 法律に拘 形式的 集中的 拘束される ر ص 致すると認めることにより、 |権を当然のことと前 裁判につい 、憲法は憲法以後に作られ 伝統 権限 な裁判官の審査権 的、 すべての法規が上位 東され を集中 な法律 で棄却 にこの 裁判官は裁判に重要な法律 般的 て か 二〇条三項に規定する立 権 ナ っ が価値に拘束さ を審査するほ る連邦憲法 するものとした。 の みをとり上げ、 限をもつとされた。 連邦憲法一 な裁判官 権限を認め、 チ ́の 支配 提 の 内在的 Ų の審査 九 た憲法違反 の 七 裁判所 ○○条一項によ 間 っ か 憲法以 すべ 憲法に従うことによっ れ 籴 な理由づけに、 は 同時 その限 た合憲の秩序に従うこ ح 権 て 項 の発展をこの が の 時 れ を超 有効で これ 後 の 権 の法律を適 中 を拡張 15 法者 りで 法規に 限 断 の 法 は えて裁判 連 に ද් あ 邦 連 律 ょ 裁 れ の 5 判官 拘束性 裁判 憲法 憲裁 て連 た意味に K つ ŋ た 憲法 傾 つ 用 が これ 、て従 憲裁 官 官 は に の 向 連 が 伝 棄 て な で が

律 •

審査を独占し、

問題となる規範を当然無効

す

á

権 命令

闂

ととも ற்

に確認するもの

で

あっ

た。

連

憲裁

※法七

八 ځ

査 が い

条の沿革によれ

は

制

憲議会の審議は、

連憲裁

の

権

限に

棄却 を保

権

限

が必要であると叫

ば 審

れ

帝国法の規定の合憲

邦

する

め

に

裁

判官

の

査の

集中

性

小

なくとも

統

性

お たた

よび比較的

に徹底的

かつ専門的

な法律

一の審

査

性

の

審 の 障

査

に関

する法案は、

国事

裁判

所

に

ļ

ŋ

帝

国

の

法

制 棄却の権限を連憲裁に集中することは、 の 法的 な性格を伝統的な意味から変更することに 必 然 的 規範

言 が

とを重んずべ

きも

のとし

統

られている 法八二条四項および同七八条、 史によれ 官は規範を適用するか entprüfung) は無効について結果的に差別されることになるが、 たる対象となった。 ての規範統制 るものと宣言したことは当然であって、 裁判は規範の有効か の特定の場合の問題ではなく、 同様に、 規範の効力は連憲裁においては、 ば (抽象的規範統制についての同法七八条、 理 では個 論的に また当然のことであるが、 裁判は、 原則として、 々 連憲裁がこの裁判を一般的拘 無効かをそれ自体決定する。 適用しないかであり、 の 全体として一般的拘束力を与 事件の裁判が、 三一条二項に規定されて 偶発的な審査 憲法裁判所の手続の 規範の有効また もはや具体 これは連憲裁 連憲裁法のす これに対 (Inzid-沿革 裁判 束 え カ 主

接または間接に法律に対して申立てられた憲法異議の手 連邦憲法九三条一項二号によれ 非難された法規の もしくは州法と 対応する 的 ば 直 事 だ非難された規定の不一致の場合を規定するにとどめて してではなく、 判に対して (gegen eine Entscheidung) この異 ŧ V٦ められたことについても当てはまる。これらは被告に れたこと (gegon cin Gesetz (Verfassungsbeschwerde) の申立が法律に対して認 項によって準用される。 憲裁法七八条一項は裁判の主文の規定の効力をもつ。 のことは、 定の無効を宣言する必要がある。 において不一致 きではなく、 主文の内容について特別な規定 連憲裁に確信がある場合に連憲裁法七八条一項は裁判の 憲法もしくはその他の連邦法と一致しないことについ ないことを宜言する必要がある。 る。 連憲裁法七八条前段は、 を定めている。 裁判の主文について不適法または理由不備 具体的規範統制の裁判にお むしろ判決の主文 (Entscheidungsformel) 違憲の法律に関 (Unvereinbarkeit) 連憲裁は不一致の確認にとどまるべ また、 裁判の主文の内容につき、 stattgegeben)、または裁 九五条三項は するもの (Tenorierungsvorschri-その限りにおい 非難された規定が連邦 の結果すなわち規 しゝ ても、 だからであ 憲法異 議 て、 の申

連

が

認

連邦憲法またはその他の連邦法と一致しもしくは一致し

の場合には、

これらの規定から何も窺い

知ることができ

解答は連憲裁が判決の主文において、

その他の連邦法との

致が問題である。

これに

連邦法または州法と連邦憲法との一致、

続については連憲裁法九五条三項)。

抽象的規範統制は、

歴史に 上位 める規 定め 条の規定する無効宣言 立法者が法的 象的 あ した展開 審 ź 一の法との規範の の文言 査権 よれ 定と およ い る であ 0 ば び具体的規範 が かゝ ż 無効宣言 この 総括的 の後 安全と 規 規定は伝統的 不 定 の 法的 発展 は んが ぁ な見方か 致 統制手続および三一 完全には 義務をすべ 明白性の要求に応えながら実 連邦憲法 の カゝ ら必 圧巻を表わ ら生ず なド 然的 なっ ての の り明示的 ż ź٥ 15 て して ッ も出 しっ 亦 連 íc 憲裁 連 な おけ てこな 致 お 憲裁法七八 条二項に V 命令に 9 の る裁判 これ 場合に 七 通常 八 定 は

け

れ

ども

不

致

の場合もまた、

法

条

統

上 て、その に与える法律または ことができない 改 正 Н 原 の無効宣言 に の 則 の 即ち広く立法権を行使する権限 致 i 権限を含むことと同じ程度で、 廃止または ij 対する例外として、 しない 協定による占領法規が、 「の権 と判断されたとき、 (BVerfGE 15, 337) 命令 改正をする権限と範 阋 は が 規範統 原則的 例えば一 には 制 15 が規範 その無効を宣言す 連憲裁に よる憲法違反 連邦憲法が連憲裁 のは通常の規範 九 認められ 囲 五四 に おい Ø 廃 より連邦 年一〇月 る。 て 业 また とし 以 致

宣言

は

然

に除外される。

例外の場合は、

将来

の立

法 無

か

۲

の

場合

は

件

は 法

他

の

範統制 扱わ ド イ なく議 場合に審 法に適合する法律状態は未だ法規が制 経済共同 合であって、 に 個 は法律の部分的無効となっ 場合とは 制 規定は 不一 ツ国 Þ れ の の 致しないことに確信をもつ場合は法律または 会も の T 審 規 手 致の法規を前提としないことで連 査 しっ 内で憲法により基本権が保障され 体 査 続 異 なく 一と異 法律の無効を生じない 定につい が る。 :の機関 これ で んなる。 K きるも お 例外として立法の不作為 基本 な る いっ を審査することは が て審 て審査し、 な 作る規 檶 が Ď 格 お七八条前段の法 の 查 として、 目録に 莂 され 萴 の ても原則とし 議論 は または具体的規範 過 る が し うぎない まだ機 は 5 か 連 な 憲裁 そ も 定されてい かゝ 律 مَ 連 状 の 関 っ て問題 是憲裁法 場合に 憲 は Ċ 態 個 の た。 が 整備 × 裁 権 で 抽 るよう あっ の が 限 ま 成立 七八 象 25 た は 上 統 な で なく 命令 位 制 的 あ いっ 欧 憲 規 条 る 場 洲 の の 7

が、

の

:連憲裁法にある無効宣言とは全く関係なく、 の場合連憲裁の 規範統制 の 裁判 に い て、 将 来

文

が

ひっ

な

統

制

ıΞ

よりどのような裁判をする

か

は

法

K

は規定して として規範

つ

Ų٦

て

玉 当

会が義務を履行し

ない

場合に連

憲裁 律

について裁判を言い渡すことは、立法権に形成の自由 違憲の確信がない場合であり、この場合に立法の違憲性 であり、例外的にも無効宣言の余地はない。 (Gestaltungsfreiheit des Gesetzgebers) を十分に保障 連憲裁には 立法について予測した上で合達憲を論ずることは不可能

害を認めることになり、要するに連憲裁は申立を不適法

として却下するしかない。

(一橋大学名誉教授)

統制を加える余地はなく、 そのような申立は立法権の侵 することが規範統制の前提であることからみても、

548

規範